

らは木にて鯛の形を彫ませ、常に膳部のかたはらに置いて、一肉の美味須臾の舌頭にあり、大丈夫何ぞ飲食に心もちふることをせんやといへり。

〔雲萍雜志〕予

○柳澤
淇園

が交はりし人の子に、兄弟常に争ふものあり、兄は砂糖を渡世とし、衣食に

をこりて懈りつれば、家貧しくしてまうけなく、弟は鹽をあきなひて、麩食麩服し怠らざれば、家富さかへで不足なし、その兄常に弟が富めるをたのみて財を借りて、その世業を送るといへども、儉を守るの勤めなければ、いよく貧しくなりゆきて、多くの財を弟に乞へども、肯んせざりければ、あるをりからに、その兄の予が草庵に入來り、歎息して云ひけるやうは、親類多く富りといへども、兄の貧しきを資けざるは、あかの他人に劣れるなるべし、か、れば今より商人をやめて、武士ともならんことをおもふといふに、予は聞よりもあはれにおもひ、○中予に傳る秘し藝あり、いはゆる能の狂言とひとし、教に隨ふ心あれば、身を立家を起すべし、若又稽古に違へる時は、身を亡すこと遠きにあらず、よき慰の戲なれば、師弟の約をかたく契りて、この戲を習ふべきやと、詞を正して云ひければ、親屬どもの資もありて、身をも立て家をもおこさば、否めることかはとて、やがて師弟の約をなしけり、さて衣裳手もとにあらざれば、明けて來るを待たれば、約に違へず來りけるに、さあらは指南すべきなりとて、彼の温袍を取りいで、著たる小袖を脱がへさせ、布衣の姿に取りつくろひ、著束のその身に馴れぬる迄は、その姿にて居るべきなり、衣體整ふをりからには、授くべきものあるなりとて、今まで著せし小袖をとりあげおき、月をわたり日をつみて、衣類のいまだ身に馴すとて、授くる物もあたへざりしが、漸ひと、せも過るうち、弟兄の麩服をよろこび、かくてぞ家をも保べしと、儉を守るやうすを賞美し、予が草庵に來て告れば、予も又兄の心をかたりて、兄にも弟がよろこびをつけ、身を麩略の間におきて、去ばらく驕飾を廢する時は、求めずしても財は至れり、つとめよやといへるにいくほどなく、弟兄をあはれむ